

vol. 2233

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 単組・専門部交渉
8月19日(水) 16:30~ 県庁別館 教育委員室
- 教職員評価システム(人事評価制度)に関する申し入れ
8月27日(木) 17:30~ 県庁別館 教育委員室

2020年度 高教組 単組・専門部交渉

と き: 8月19日 と ころ: 大分県庁別館 教育委員室

今年度の賃金確定、並びに次年度の当初予算に向けて高教組独自課題に関する交渉の皮切りとなる単組・専門部交渉が行われ、単組・専門部それぞれの課題解決を求めました。各単組・専門部は、内部議論や7月29日に行った「尾島県議を交えた単組・専門部の課題に関する学習会」での協議を経て積み上げてきた諸要求をもとに交渉に臨みました。しかしながらコロナ禍の下、従来2日かけて行っていたものを今年は1日のみの日程で行い、時間も短縮せざるを得ませんでした。また参加者は本部執行委員と各単組・専門部から代表1人の合計17人という形での交渉となりました。

今回は各代表者がそれぞれの課題等を訴え、それに対して人事課長がコメントを述べるという形式で進めました。回答の多くは「当初予算交渉で改めて」「関係部署に伝える」「今後も交渉等を含めた様々な場で協議する」などで、直接的な解決策を引き出すまでには至りませんでした。重点とされている課題についてはいくつか具体的なコメントもあり、今後は様々な課題の解決に向けて、校長交渉を軸としながら更にとりくみを強化していく必要があります。

<青年部>

- ・少人数クラスの重要性がこのコロナ禍で認識できた。是非何らかの形で実現してもらいたい。
- ・すべての職種・教科・科目で採用試験を継続して実施することをお願いする。
- ・かなりの青年層の教職員が超勤で苦しんでいる。部活動のガイドラインを徹底し、負担軽減のためとりくんでほしい。

<女性部>

- ・臨時職員について、休暇制度を中心とした勤務労働条件の改善を是非行ってもらいたい。
- ・「子の看護休暇」の拡大や「家族の看護休暇」の新設を。今後は様々な場面で利用する人が増えてくるのが予想される。
- ・ジェンダーの視点から、選べる制服の導入を全県下ではかってほしい。

<実習教諭部>

- ・学校や管理職が変わることによって職務内容が異なる状況は変わっていない。業務内容の見直しを早急に図ってほしい。
- ・「実習教諭」の呼称の徹底を、当時の文書を配布するなどして、管理職研修等で再確認をお願いする。

<定通分校部>

- ・子どもを育てている生徒がおり、学習保障のためスクーリングの生徒が利用できる保育士等を配置した託児所の設置をお願いしたい。
- ・爽風館高校の新教務システムのトラブル対策を。
- ・通信制高校への人的配置を配慮してもらいたい。
- ・生徒の学習環境が不十分なところが多い。実態を把握して適切に整備を行ってほしい。

<障害児学校部>

- ・スクールバスの添乗業務を、人がいないため一部では教職員が行っている現実がある。一刻も早い改善が必要である。
- ・支援学校の図書館の充実に向けた環境整備をお願いする。
- ・寄宿舎教師は正規採用を拡大することと、採用試験の実施をぜひお願いしたい。

<学校司書部>

- ・とにかく学校司書の事務室勤務について、状況を改善してほしい。どういう思いで勤務しているのか想像し、学校図書館が学校教育の中で重要な役割を果たしていることの認識を。
- ・学校司書の独自採用と採用試験の受験可能年齢の引き上げを。
- ・国の「5か年計画」に基づいた、予算配分等をしっかり行ってほしい。
- ・支援学校と定時制の学校図書館の環境整備を。

<養護教諭部>

- ・定数通りの完全複数配置と学校実態にあった複数配置を。
- ・緊急時対応は養護教諭だけがするものではない。緊急時にはみんなで動けるような意識を、管理職を含め学校全体が持つ必要がある。
- ・養護教諭に医療的ケアをさせないことの徹底を改めてお願いする。

<事務職組>

- ・定数に満たない学校には定数通りの配置をお願いしたい。
- ・就学支援金について、マイナンバー制度が開始され非常に混乱している。機微な情報を扱うことから多くの人員も使えず、担当職員の負担は過大である。
- ・学校現場に根付いた人材育成を図るために、学校事務採用枠を復活させることを望む。
- ・衛生管理者の事務室への強制はないように周知・徹底を。

<現業職組>

- ・会計年度任用職員の待遇改善を。
- ・介助員、農務技師がやりがいを持って働けるような制度にしてもらいたい。特に介助員の業務が不明確で本来の業務とは明らかに異なった仕事を行っている現状がある。
- ・会計年度任用職員制度により勤務日数が制限されているため、生徒が登校しているのに調理員が出勤できないといった状況が起きている。何のための制度改革だったのか。再考してもらいたい。

青年部 独自アンケートを提出

交渉に先立ち、青年部は独自にとったアンケートの結果を工藤教育長へ提出し、結果から浮かび上がった若年層の課題、とりわけ臨時・非常勤教職員の待遇改善等を強く訴えました。

教職員評価システム（人事評価制度）に関する申し入れを実施

と き：8月27日 ところ：大分県庁別館 教育委員室

今年度の教職員評価システムに関する申し入れでは、冒頭、下掲の要求項目を含む要求書を手交した後、大野真二両教組協議会議長は、「教職員は現場で育つもの。この評価システムは私たちにはなじまない。課題は常に協議をして改めていく必要がある。今後活かすために私たちの話をしっかり聞いてほしい。」とあいさつしました。

これに対し工藤教育長は、「人事評価の給与への反映が始まり4年目になり、今後も事務的協議を実施して協議していきたい。この制度については県教委として主体的に行っていくものであるが、よりよい制度にしていくためには皆さんの意見もしっかり聞き、改善できることはやっていきたい。」と応えた後、要求内容の趣旨説明を行い、評価制度に関わる現場実態を中心に教育長へ訴えました。

参加者からの主な主張

- 何をもって評価されているかが不安である。授業観察は行われたが、その他の教育活動は見られている感じがしない。すべての活動を通した評価が必要ではないか。評価が規定の分布率のとおりになされているかも不安である。私たちの安心の意味でも、分布状況がどうなっているかを見せてほしい。
- 仕事量が限界を超えているのに、この評価システムのことが気にかかりその負担を言い出すことができない雰囲気がある。おかしいことはおかしいと言える雰囲気作りが必要である。
- 評価制度が始まって時間が経過し、内容がマンネリ化し、制度の趣旨はもちろん目標管理シートの書き方さえも職員会議では説明されない。新採用者等は何も理解していない。
- 制度が入りかなり時間がたつが、これまでの検証はどのようにされるのか。本当にモチベーションが上がったのか、組織が活性化したのかどうやって判断するのか。現場の人がどのように考えているか話を聞いて何らかの形で示してほしい。
- 本当の教育は数値でははかれないと思うが、目標管理シートの数値化を迫られることにより、普段の教育活動に弊害が出ている。
- 評価者研修がどうなっているか詳しいところまではわからないが、管理職が制度の趣旨を理解しないまま進んでいる状況があるのではないかと危惧している。制度が導入されるときは丁寧な説明会等があったが、最近管理職になった人たちに制度の趣旨が伝わっているのか疑問が残る。
- 賃金への反映において差がついている現状が見られる。努力すれば報われるという言葉に希望を持っているが、現実はそうっていない。

最後に県教組岡部委員長は、「人事評価の賃金への反映が始まり4年になり、高い評価をもらっていない人たちにもう少し待てとは言えない時期になっている。実際に賃金に差がつき、不公平感を抱いている人たちをそのままにしておいてはいけない。事務的協議で詳しい協議をして改善につなげてほしい。」と述べました。そしてここまでの私たちの主張を受けて、教育長は最後に、「評価者研修の中で制度の説明をしっかり行った上で、人材育成や学校の活性化につなげていきたい。任命権者として適正な制度となるよう努力していく。その中で皆さんからの意見を参考にしていく。」と述べ、今回の申し入れを終了しました。

要求項目

1. 「人事評価制度」について、5原則（合目的性、公正・公平性、客観性、透明性、納得性）と2要件（苦情処理制度、労使協議制）を担保すること。
2. 評価によって教職員全員のモチベーションが下がらないようにすること。
3. 管理職に対する評価、また研修を厳正に行うこと。併せて適性を欠く管理職に対する分限降格制度を導入すること。
4. 各学校種、職種にかかる個別の課題については、現場教職員の意見を聞き解決に努めること。
5. ハラスメント相談体制、苦情相談・苦情処理制度については周知に努めるとともに、充実を図ること。

今年度も40分という時間設定で協議を行いました。しかしながらまだまだ解決されていない問題点が多く、私たちの主張がすべて言い尽くせる状況ではありませんでした。また「交渉」ではなく、教育長から具体的な回答が示されない「申し入れ」という扱いには大変不満が残ります。この点についてはこれからも強く改善を求めていきます。分会においても、9月16日の第2回拡大戦術会議で提起した「人事評価制度」に対するとりくみ（校長交渉・管理職評価）へのご協力をお願いします。

あんしん むすぶ
教職員共済

<https://www.kyousyokuin.or.jp/>



突然起こる自然災害。
一人ひとりが日常的に防災を
意識することが大切です。

教職員共済のホームページでは、
防災情報や、学校での避難訓練に
役立つコラムを掲載しています。
ぜひご利用ください!

災害に備える

それでも防ぎきれない
想定外の自然災害や火災には、
教職員共済の火災共済と
自然災害共済で備えましょう。

あなたの大切な住まいと
家財をまもるために。

火災共済
住宅災害等給付金付火災共済
自然災害共済



このたびの台風10号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
教職員共済の各共済をご契約の方で、「建物への被害」「お体のけが」等を受けられた方は、ご契約内容や被害の状況によっては、お支払いできる共済金もございます。
詳しくは、教職員共済までご連絡をお願いします。

「火災共済」に加入すれば風水雪害も補償されます!

◆自然災害共済は、火災共済と同口数セット契約となります(単独契約はできません)

たとえばこんな時...

台風による土砂災害で自宅の一部が破損



家の傍にあるちょっとした斜面が
台風による大雨で崩落。
土砂が家になだれ込んで、
外壁や窓ガラス、
ガス給湯器などに被害が...

被害総額: 約316万円

※一部壊の損害

Aさんは、木造自家で火災共済を
建物契約200口、家財契約100口で契約
月払掛金 1,800円

火災共済より460,000円の共済金をお支払い。

さらに! 自然災害共済
で安心力アップ

Aさん宅が自然災害共済をセット契約した場合

火災共済と自然災害共済(標準タイプ)それぞれ
建物契約200口、家財契約100口で契約

月払掛金 4,500円

(火災共済:1,800円、自然災害共済:2,700円)

左記の被害の場合、共済金は...

火災共済より 460,000円
自然災害共済より 2,760,000円 の

総額 3,220,000円 となります。

このチラシは、火災共済・自然災害共済の概要を説明したものです。

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承 20-84-01 (2008)

資料請求・
お問い合わせは

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 大分県事業所

TEL (097) 556-4300 FAX (097) 556-4441

〒870-0951 大分市大字下郡 496-38 大分県教育会館2F



掛金のお見振りも
WEBで
カンタン!